

土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金交付要領

第1 趣旨

本会は、本会の土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款第12条第1項の規定に基づき、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）、整備補修事業（一般型）緊急整備補修（以下「緊急整備補修」という。）、施設改善対策事業（以下「施設改善事業」という。）、安全管理施設整備対策事業（以下「安全整備事業」という。）、整備補修事業（一般型）安全整備事業緊急整備補修（以下「安全整備事業緊急整備補修」という。）及び防災減災機能等強化事業（以下「防災減災事業」という。）に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について事務費交付金を交付するものとし、その事務費交付金の額その他交付手続き等について、同条第2項の規定に基づき、この要領を定める。

第2 事務費交付金の額

- 1 事務費交付金の総額は、毎年度予算で定める。
- 2 事務費交付金の地方連合会別の交付金額は、当該地方連合会ごとの整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）、緊急整備補修、施設改善事業、安全整備事業、安全整備事業緊急整備補修及び防災減災事業の事業量等を勘案して、本会会長が定める。

第3 事務費交付金交付手続

- 1 本会会長は、第2の2により地方連合会別の交付金額を定めたときは、これを当該地方連合会に内示するものとする。
- 2 1により内示を受けた地方連合会は、別紙様式第1号による事務費交付金交付申請書を本会に提出するものとする。
- 3 2の交付申請書の提出時期は、本会が毎年度別に定める日までとする。
- 4 本会は、地方連合会に対し事務費交付金の交付決定を行った場合は、この旨を別紙様式第2号により地方連合会に通知するものとする。

第4 事務費交付金の交付決定前の着手

地方連合会の事務は、原則として第3の4の事務費交付金の交付決定後に着手するものとする。

ただし、本会が、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領14の規定により、土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を提出した場合は、着手届の着手予定年月日以降、着手届の理由の範囲において着手できるものとする。

第5 事務費交付金の交付時期等

- 1 第3の4により決定した事務費交付金は、前期と後期に分割して交付するものとする。
- 2 前期の交付金は9月、後期の交付金は12月を目途にし、前期にあつては賦課金相

当額を、後期にあつては交付決定額から前期に交付した額を控除して得た額に相当する額を交付するものとする。

なお、交付金を交付した場合は、整備補修事業（一般型）にあつては別紙様式第3号、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業にあつては別紙様式第3号の2により地方連合会に通知するものとする。

- 3 緊急整備補修の事務費は、その緊急性に鑑み一括して交付するものとする。
- 4 防災減災事業に係る事務費交付の時期については、別途定めるものとする。

第6 支出精算の報告等

- 1 地方連合会は、事務費交付金に係る事務を了したときは、別紙様式第4号による支出精算書を本会に提出するものとする。
- 2 1の支出精算書の提出時期は、翌年度の4月30日までとする。
- 3 地方連合会は、事務費交付金の支出についての証拠書類を整備し、これを5ヵ年間保管するものとする。

第7 緊急整備補修、安全整備事業緊急整備補修

緊急整備補修に係る別紙様式は別記1に、安全整備事業緊急整備補修に係る別紙様式は別記2によるものとする。

附 則
この要領は、昭和52年10月25日から実施する。

附 則
この要領は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則
この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則
この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則
この要領は、平成20年9月30日から実施する。

附 則
この要領は、平成21年6月15日から実施する。

附 則
この要領は、平成23年8月18日から実施する。

附 則
この要領は、平成28年5月27日から実施する。

附 則
この要領は、平成29年4月27日から実施する。

附 則

この要領は、令和２年８月２５日から実施する。

附 則

この要領は、令和４年４月１１日から実施する。

附 則

この要領は、令和７年５月２１日から実施する。

附 則

この要領は、令和８年４月１日から実施する。

(別紙様式第 1 号)

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の交付申請書

このことについて、全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金交付要領第 3 の 2 により、下記のとおり交付金の交付を申請します。

記

金 円也

1. 事務費交付金の支出計画

(単位：円)

費目	支出計画額	摘 要
人 件 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		
計		

2. 事業別内訳 別紙

(別紙)

事業別内訳（交付申請時）

（単位：円）

費目	支出計画額	同左内訳				
		整備補修事業 (一般型)	施設改善事業	安全整備事業	整備補修事業 (連携管理保全 型)	防災減災事業
人件費						
旅 費						
需用費						
役務費						
合計						

注１）事業別の合計金額は、事業別に割り当てた事務費交付目標額と同額となるように計画すること

注２）該当しない事業は、省略すること

(別紙様式第2号)

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の交付決定について

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度土地改良
施設維持管理適正化事業事務費交付金を下記のとおり交付することに決定したので通知し
ます。

記

1. 事務費交付金の対象となる費目は、 年 月 日付け第 号で申請のあった土地改良維持管理適正化事業事務費交付金（以下「適正化事業事務費交付金」という。）の交付申請書の支出計画額（以下「支出計画」という。）の内容記載欄のとおりとする。

2. 適正化事業事務費交付金のうち、整備補修事業（一般型）事務費交付金の前期と後期の交付金の額は、次のとおりとする。

(1) 整備補修事業（一般型）	事務費交付金の総額	円
	前期の交付金額	円
	後期の交付金額	円
(2) 施設改善事業	事務費交付金の総額	円
	前期の交付金額	円
	後期の交付金額	円
(3) 安全整備事業	事務費交付金の総額	円
	前期の交付金額	円
	後期の交付金額	円

3. 適正化事業事務費交付金を支出計画に記載された費目以外に充当した場合は、その充当した額は返納させるものとする。

4. 適正化事業事務費交付金を受けた者は、事業別に事務費交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を適正化事業が終了した年度の翌年度から起算して5ヶ年間保管しなければならないものとする。

5. 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金交付要領第5により、事務費交付金に係る事務を終了したときは、同要領別紙様式第3号による支出精算書により4月30日までに本会に報告しなければならないものとする。

6. 適正化事業事務費交付金を受けた者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号。）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号）及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号）、施設改善対策事業実施要領（昭和62年5月20日付け62構改B第500号）、安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2155号）に従わなければならない。

7. 適正化事業事務費交付金を受けた者は、実績報告（適化法第14条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、当該交付金のうち国庫補助金に係る消費税仕入控除税額

（国庫補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に国庫補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、これを国庫補助金額から減額して報告しなければならない。

8. 適正化事業事務費交付金を受けた者は、実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該国庫補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記 7 により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を補助金交付要綱の別記様式第 5 号により速やかに全国土地改良事業団体連合会に報告するとともに、その後の処理については全国土地改良事業団体連合会の指示によるものとする。

(別紙様式第3号 整備補修事業(一般型))

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度 整備補修事業(一般型) 事務費交付金の交付について(前期・後期)

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記交付金は本日付けで下記のとおり送金したので通知します。

記

(1) 整備補修事業(一般型)	交付金額	円
(2) 施設改善事業	交付金額	円
(3) 安全整備事業	交付金額	円

(別紙様式第3号の2 整備補修事業(連携管理保全型))

番 号
年 月 日

〇〇県土地改良事業団体連合会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長

年度 整備補修事業(連携管理保全型) 事務費交付金の交付について

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記交付金は本日付けで下記のとおり送金したので通知します。

記

事務費交付金額 円

(施行注意)

防災減災機能等強化事業にあつては、当該事業名に改める。

(別紙様式第 4 号)

番 号
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会
会長

年度 土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金の支出実績（精算）報告書

年 月 日付け 第 号をもって、交付を受けた土地改良施設維持
管理適正化事業事務費交付金の支出について、下記のとおり実績（精算）を報告致します。

記

金 円

1. 全体の支出

(単位：円)

費 目	精 算 額	支出予定計画額	差引増△減	摘 要
人 件 費				
旅 費				
需 用 費				
役 務 費				
計				

2. 事業別内訳 別紙

(別紙)

事業別内訳 (精算報告時)

(単位：円)

費目・細目	精算額 (A)	支出計画額 (B)	差引増△減 (A-B)	事業別内訳				
				整備補修事業 (一般型)	施設改善事業	安全整備事業	整備補修事業 (連携管理保 全型)	防災減災事業
人件費								
旅 費								
需用費								
会議費								
印刷費								
消耗品費								
備品費								
燃料代								
役務費								
通信運搬費								
使用料及び賃借料								
雑費								
合計								

注1) 事業別の精算合計金額は、事業別に割り当てた事務費と同額とすること
注2) 該当しない事業は、省略すること

別記 1

緊急整備補修に係る様式は、次のように改めるものとする。

No	要領の区分	様式番号	改める部分	改める内容
1	第3の2 第3の4 第6の1	別紙様式第1号 別紙様式第2号 別紙様式第4号	件名 件名、本文 記の1 件名、本文	「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金」を「整備補修事業（一般型）（緊急整備補修）事務費交付金」に改める。
2	第5の2	別紙様式第3号の2	件名	「整備補修事業（連携管理保全型）事務費交付金を「整備補修事業（一般型）（緊急整備補修）事務費交付金」に改める。
3	第3の2 第3の4 第6の1	別紙様式第1号 別紙様式第2号 別紙様式第4号	記の2、別紙 記の2 記の2、別紙	削除
4	第3の4	別紙様式第3号の2	記の3～8	「記の2～7」に改める。」

別記2

安全整備事業緊急整備補修に係る様式は、次のように改めるものとする。

No	要領の区分	様式番号	改める部分	改める内容
1	第3の2 第3の4 第6の1	別紙様式第1号 別紙様式第2号 別紙様式第4号	件名 件名、本文 記の1 件名、本文	「土地改良施設維持管理適正化事業事務費交付金」を「安全管理施設整備対策事業（整備補修）事務費交付金」に改める。
2	第5の2	別紙様式第3号の2	件名	「整備補修事業（連携管理保全型）事務費交付金を「安全管理施設整備対策事業（緊急整備補修）事務費交付金」に改める。
3	第3の2 第3の4 第6の1	別紙様式第1号 別紙様式第2号 別紙様式第4号	記2の事業別 内訳、別紙 記の2 記の2事業別 内訳、別紙	削除
4	第3の4	別紙様式第3号の2	記の3～8	「記の2～7」に改める。」